国際シンポジウム「サプライチェーンと知的財産制度」

## サプライチェーンにおける特許権侵害

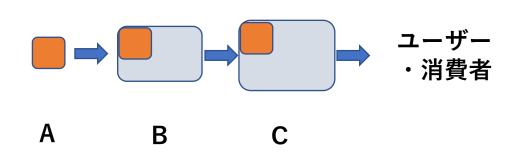
名古屋大学 鈴木將文

## 報告の骨子

- I. 関連する法的論点
  - サプライチェーンにおける特許権侵害をめぐって、 どのような論点があるか?

- Ⅱ. 最近の問題
  - 最近、いかなる背景のもと、どのような点が特に問題となっているか?

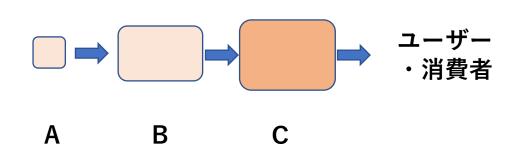
## I-1. 物の特許に関する論点



- ・事業者AからCまでが、製造工程を 分担
- ・ A が製造販売する製品(**= 部品**が、**特許製品**(直接侵害品)

- 1. Aが特許権者であって、自身が部品(特許製品)を製造販売した場合、B、C及びユーザーの行為は、侵害?=消尽問題
- 1.で、Aが海外で販売した部品 (特許製品)が日本に輸入された 場合は?=並行輸入・国際消尽問 題
- 3. 特許権者は誰にライセンスすべき か(ライセンスのレベルの問題)
- 4. Cの製品のごく一部に特許製品が使われているにすぎない場合、Cに対する差止めを認めるべきか(差止めの制限の問題) など

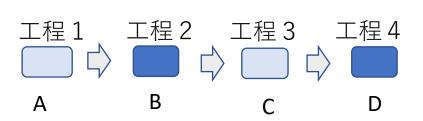
# I-2. 物の特許に関する論点



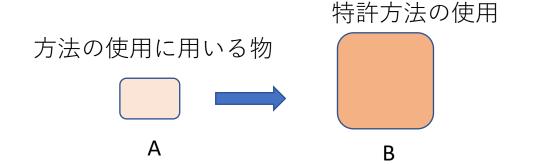
- ・事業者AからCまでが、製造工程 を分担
- ・Cが製造販売する製品(=**最終製** 品 \_\_\_\_)が、**特許製品**
- ・ B が製造販売する製品(= 部品・ 中間製品 ) が**間接侵害品**

- 1. Bが特許権者であって、自身が(他人が製造すれば)間接侵害該当品を製造販売した場合、Cやユーザーの行為は侵害?=消尽?黙示の許諾?
- 2. Cが特許権者であって、ユーザー(や、さらに下流の事業者)の特許製品の利用について条件を付した場合の、消尽への影響
- 3. 間接侵害論(専用品(「にの み」)型・多機能型間接侵害 規定の解釈) など 4

#### I-3. 方法特許(及びシステム特許)に関する論点



- 工程1~4からなる方法の発明 (又は要素1~4からなるシステムの発明)に係る特許につき、 異なる主体A~Dが、1~4を 実行した場合の侵害の成否=複数主体の問題
- 中間物質(例、1~3の段階で 製造される物)についての間接 侵害論 など



- 1. 方法特許に関する間接侵害論
- A が特許権者であって、方法の使用に用いる物(他人が製造販売すれば間接侵害品)を Bに販売した場合、Bによる侵害の成否=消尽?黙示の許諾?

## Ⅱ-1. 最近の問題

• 近年のビジネスのあり方に係る構造的変化

・標準必須特許(FRAND宣言付きSEP)紛争を契機とする、消尽論等 に関連する問題の顕在化

## Ⅱ-2. ビジネスの構造的変化の影響

- モジュール化・ I o T の進展、サブスクリプション型ビジネスの拡大等。
  - ⇒ 従来と異なるタイプの業種間の結び付き (例、半導体や通信機器⇔家 電や自動車)

製品の販売だけでなく、サービスによる収益への期待

- ・特許への影響
  - ⇒ ライセンス交渉の困難性(慣行が異なる異業種間、クロスライセンスなし)。

サプライチェーンで一貫して利用される特許発明が、**下流**で大きな収益を与える可能性。他方、その予測困難性。

⇒ 例えば、<u>サプライチェーンのどのレベルでライセンスをなすべきか</u>、 消尽を回避するためにいかなる対応をすべきかなどが、大きな問題に。

## Ⅱ-3. SEP紛争で顕在化している問題

- SEP紛争は、かつては、主として半導体や情報通信機器関連事業者の間の問題。
- ⇒ 近年は、SEP権利者(特許不実施主体(NEP/PAE)であることも多い)と自動車・自動車部品メーカー等の間の紛争も多発。
- 争点の一つが、<u>ライセンス先は誰であるべきか</u>。
  - License to all: サプライチェーンのどのレベルの事業者に対しても、求められれば、ライセンスをしなくてはならない。
  - Access to/for all: ライセンス先の選択は、SEP権利者の自由。サプライチェーンの各レベルの事業者が、SEPの技術にアクセスできることが確保されていれば足りる。
- •上記争点は、FRAND/SEP特有の問題(契約法、独禁法も関係) の側面を持つと同時に、次のような一般的な問題を惹起。

## Ⅱ-4. SEP紛争で顕在化している問題

- 上流で利用される特許の権利者は、下流で特許発明がもたらす利益の配分にもあずかるべきか?
  - 例)2020年8月18日マンハイム地方裁判所判決(Nokia v Daimler) 「[特許権者]は、常に、バリューチェーンの最終段階の最終製品において 生じる[特許発明]による経済的利益の配分に参加できなくてはならな い。」
  - 同旨は、Access to allの論者だけでなく、License to allの論者の一部 (Kühnen判事, Geradin教授等)も主張している。
  - → 上流でライセンスすると、消尽するのでは?
  - ⇒ 消尽論の見直し? 消尽を回避するために下流にライセンス?

## Ⅱ-5. SEP紛争で顕在化している問題

- サプライチェーンにおける特許関係の取引慣行が、訴訟等で問題に
  - 特に、特許権者が、<u>消尽を回避しつつ上流のサプライヤーにも発明へのアクセスを確保させるための慣行</u>。"have-made rights" (e.g., Nokia v Daimler (LG Manheim); Sharp v Daimler (LG München))、特許非係争条項(e.g., FTC v Qualcomm)等。
  - ⇒ それら慣行の法的効果は? FRAND宣言による契約法的効果や、FRAND宣言付きSEPであることによる競争法上の制約との関係は?

# (参考) 特許庁の委託研究

- 知的財産研究所「標準必須特許と消尽に関する調査研究~ネットワークやサービスに関する特許の現状と課題について~(令和3年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究報告書)」 (2022年4月)
  - <a href="https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/zaisanken\_kouhyou.html">https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/zaisanken\_kouhyou.html</a> から入手可能。
  - ・企業に対するヒアリング調査と主要国調査が中心。
  - 「現行制度下で、サプライチェーン内の各プレイヤーが特許料を分担 できるようにする方策」として、方法特許の活用を示唆。
- SEPに関する検討は、特許庁「<u>標準必須特許のライセンス交渉</u> に関する手引き(改訂版)」(2022年6月30日公表)に反映。